

船舶事故調査報告書

令和4年12月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年2月25日 13時30分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市久里浜港南方沖 海瀬島灯台から真方位189° 1.5海里（M）付近 （概位 北緯35° 11.2′ 東経139° 43.8′）
事故の概要	漁船松幸丸は、南西進中、また、プレジャーボートきぼう丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年3月15日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 松幸丸、4.5トン KN3-13482（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート きぼう丸、5トン未満（長さ5.70m） 232-17788 神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A なし B 船首部外縁に亀裂、右舷船首部ハンドレールに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、横須賀市海瀬島南東方沖でのさより漁を終え、帰航の目的で神奈川県三浦市所在の間口漁港に向け、約5ノットの対地速力で南西進していた。 船長Aは、当日が平日であり、ふだん帰航する時刻に他船を認めていなかったため、前路に航行の支障となる船舶はいないと思い、操舵室内に座って操船し、船首方に死角が生じている状態で、同じ針路及び速力で航行を続けていたところ、左舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、久里浜港南方沖で船首を北西に向けて船外機を停止し、船長Bが後部甲板上で釣りの準備作業を行っていた。 船長Bは、右舷後方遠くに自船に向かってくるA船を認め、航行しているA船が自船を避けてくれると思い、釣りの準備に意識を集中していたところ、A船が近づいてくるので声を上げて合図したが、B船とA船とが衝突した。

	<p>船長Bは、A船が至近になった際、危険を感じて後部甲板の船尾方に退避したが、衝突の衝撃で転倒し、負傷した。</p> <p>A船は、B船と衝突後に停船し、船長Aが船長Bの無事を確認したのち、間口漁港に帰港した。</p> <p>船長Bは、定係地である横須賀市所在のマリーナに帰港後、携帯電話で海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>船長Bは、本事故の翌日、横須賀市所在の病院で受診し、両膝部打撲及び左手掌挫創と診断された。</p>
分析	<p>A船は、船首方に死角がある状態で南西進中、船長Aが、前路に航行の支障となる船舶はいないと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、B船の存在に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船外機を停止して漂流中、船長Bが、右舷後方遠くに自船に向かってくるA船を認めていたものの、A船が自船を避けてくれると思い、釣りの準備に集中して漂流を続けたことから、A船の接近に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が船首方に死角がある状態で南西進中、B船が漂流中、船長Aが、前路に航行の支障となる船舶はいないと思い、同じ針路及び速力で航行を続け、また、船長Bが、釣りの準備に集中して漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、船首方の視界が妨げられる場合、前路に航行の支障となる船舶がないものと思い込まず、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行うこと。 ・ 船長は、視線を高くするなどして船首方の視界を確保すること。また、船舶所有者は、新たに船舶を建造する場合には、その設計、建造に際し、できる限り船首方の視界を確保することに留意すること。 ・ 船長は、漂流中であっても常時適切な見張りを行い、接近する船舶を認めたときには、余裕のある時機に注意喚起を行い、船外機を始動して移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。